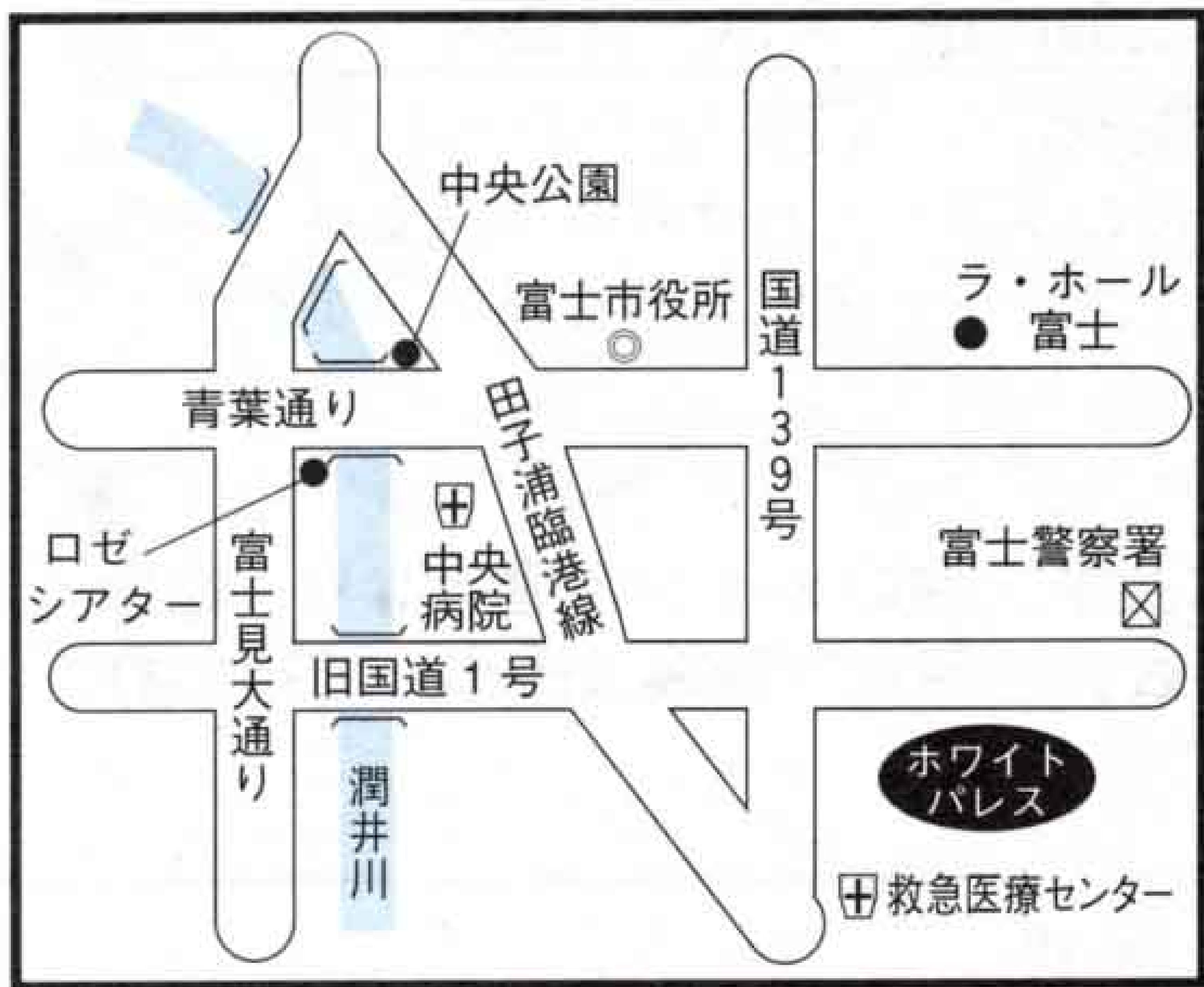


正しくお早目に

申告期限は
3月15日(木)



平成十二年分の市・県民税、所得税の申告時期になりました。
申告期間は二月十六日(金)から三月十五日(木)までの一か月間です。申告期限間近になると、会場は大変混雑しますので早目に申告してください。
なお、所得税の確定申告をした人は、原則として市・県民税の申告をする必要はありません。

所得税申告相談の

会場が変わりました

昨年まで、市役所、富士税務署で行っていた所得税の申告会場は、ホワイトパレス(富士市農協会館)に変更となりました。
なお、市・県民税の申告相談は、従来どおり富士市役所会場で受け付けます。
市役所、富士税務署では、所得税の申告相談は行いませんので、ご注意ください。

市・県民税

市役所での申告相談受付

二月十六日～三月十五日

九時～十六時 十階研修室

◎土・日曜日は除きます。

公民館などでの出張受付

地区	とき	ところ
吉原	2月20日(火)	東公民館
	2月21日(水)	大淵公民館
	2月22日(木)	吉永公民館
	2月23日(金)	須津公民館
	2月26日(月)	原田公民館
	2月27日(火)	神戸公民館
	2月28日(水)	元吉原公民館
富士	3月1日(木)	富士駅南公民館
	3月2日(金)	田子浦公民館
	3月5日(月)	富士南公民館
	3月6日(火)	富士公民館
鷹岡	3月7日(水)	岩松公民館
	3月8日(木)	天間公民館
	3月9日(金)	丘公民館
	3月12日(月)	鷹岡公民館

★各会場とも9:00～16:00

※市・県民税申告書の用紙は、期間中、各公民館にも置いてあります。内容については、市民税課へお問い合わせください。

問い合わせ 富士市役所 市民税課 ☎五一一〇二二三
内線二三五一

所得税の
申告相談会場は
ホワイトパレス
(農協会館)です。
お間違えのないように！

市・県民税 所得税の

申告は



▲申告者自身が申告書を作成
(昨年の申告受付から)

所得税(確定申告)

ホワイトパレスでの申告相談

二月一日～三月十五日

九時～十二時 十三時～十六時

※二月一日～三月十五日の間、富士税務署の申告相談会場を
ホワイトパレスに変更します。

無料税務相談

税の専門家である税理士が、申告の相談を無料で受け付けます。なお、その場で確定申告書の提出もできますので、お気軽にご相談ください。

富士商工会議所 二月十九日～三月二日

鷹岡商工会 二月十九日～二十三日

九時三十分～十二時 十三時～十六時

申告相談会

とき 住宅ローン控除 二月一日～二日

年金受給者 二月五日～七日

九時三十分～十二時 十三時～十六時

ところ ホワイトパレス

※当日、都合の悪い方は、二月一日～十五日の間もホワイトパレスで還付申告相談を行っていますのでご利用ください。

◎土・日曜日・祝日は除きます。

問い合わせ
富士税務署
個人課税部門
☎61-2460
税務相談室
☎64-2330
ホームページ

<http://www.nagoya.nta.go.jp/fuji>

★税務署からのお知らせ★

確定申告書が変わりました

提出いただいた申告書は、コンピュータ処理しますので、次の点に注意してください。

- ・数字は枠内に一文字ずつ丁寧に記入してください。
- ・収支内訳書などはホッチキスやのりでとめず、申告書の間挟み込むかクリップでとめてください。
- ・源泉徴収票などの添付書類は、申告書の三枚目(提出用乙)に添付してください。
- ・申告書などの表面にシールなどは張らないでください。
- ・申告書などを折り曲げたり、汚したりしないでください。
- ・青色申告決算書のミシン線は、切り取らずに提出してください。

自分の申告書などは、自分で書きましよう

申告書や収支内訳書を書くのは難しいと思う人も多いと思いますが、「書き方」や「記載例」に沿って記入していけば意外と簡単に作成できます。ぜひ自分で書いてみてください。

申告会場での受付について

申告会場では、職員のアドバイスにより、申告をする皆さんがご自分で申告書や収支内訳書を作成していただける体制を整

えています。

また、申告書を作成した人で検算を希望する人は、検算コーナーをご利用ください。

なお、申告会場へ出かけるときは、前年の確定申告書・収支内訳書の控えなどを持参してください。

申告書は郵送で、お早目に

申告会場の窓口は、大変混雑します。自分自身で作成した人は、できるだけ郵送で提出してください。

申告と納税は期限内に

平成十二年分の所得税の申告と納税の期限は三月十五日、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告と納税の期限は四月二日です。

安全で便利な納税方法として、銀行などの口座振替による振替納税制度がありますので、ぜひご利用ください。

税に関する相談は、タックスアンサーもご利用ください。「タックスアンサーコード表」は税務署、市役所市民税課の窓口を用意してあります。

電話・FAX 054-252-4444

インターネット

<http://www.taxanser.nta.go.jp>

nta.go.jp